

令和2年第9回（12月）大郷町議会臨時会会議録第1号

令和2年12月25日（金）

応招議員（14名）

1番	吉田耕大君	2番	佐藤牧君
3番	赤間茂幸君	4番	大友三男君
5番	佐藤千加雄君	6番	田中みつ子君
7番	熱海文義君	8番	石川壽和君
9番	和賀直義君	10番	高橋重信君
11番	石垣正博君	12番	千葉勇治君
13番	若生寛君	14番	石川良彦君

出席議員（14名）

応招議員と同じ

欠席議員（0名）

なし

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中学君	副町長	武藤浩道君
教育長	鳥海義弘君	総務課長	浅野辰夫君
参事（特命担当）	千葉伸吾君	財政課長	熊谷有司君
地域整備課長	三浦光君	復興定住推進課長	武藤亨介君
町民課長	千葉昭君	学校教育課長	菅野直人君

大郷町議会新型コロナウイルス感染拡大防止に係る取り組みに基づき、庁舎内待機とした者は、次のとおりである。

まちづくり政策課長	伊藤義継君	税務課長	小野純一君
保健福祉課長	鎌田光一君	農政商工課長	高橋優君
会計管理者	片倉剛君	社会教育課長	千葉恭啓君

事務局出席職員氏名

事務局長 遠藤龍太郎 次長 齋藤由美子 主事 高橋将吾

議事日程第1号

令和2年12月25日（金曜日） 午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第93号 財産の取得について

日程第4 議案第94号 令和2年度大郷町一般会計補正予算（第8号）

本日の会議に付した案件

議事日程と同じ

午 前 10時00分 開 会

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第9回大郷町議会臨時会を開会いたします。

それでは、直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。ここで町長より御挨拶をいただきます。

町長（田中 学君） 皆さん、おはようございます。

臨時議会の開会にあたり、御挨拶を申し上げます。

本日、ここに令和2年第9回大郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、第4回定例会に引き続き、本臨時会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日は、大郷小・中学校に配備する電子黒板を購入するにあたり、議会の議決を要することから、財産の取得についての議案を提出するものでございます。現在、教育委員会では、全児童生徒へのタブレット端末の導入を進めておりますが、併せて、今回、電子黒板を全ての普通教室に配備することによって、情報化社会に対応したICT教育を、本町として、より一層推進してまいりたいと思います。一般会計補正予算（第8号）については、国土交通省で進めている吉田川の堤防改修工事に伴い、その事業用地として提供いたしますことから、旧粕川小学校用地の売却収入並びに校舎・体育館等の建物補償等を歳入予算に組み入れるものであります。また、歳出では、小学校解体工事の関連予算などを計上するとともに、補償金の一部を公共施設整備基金に積立ながら、中粕川地域などの復興まちづくり事業のために活用してまいりたいと考えております。以上の提案をさせていただきますので、御審議の上、よろ

しく御可決賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。よろしくお願ひいたします。

議長（石川良彦君） 以上で町長の挨拶を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により6番田中みつ子議員及び7番熱海文義議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（石川良彦君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 議案第93号 財産の取得について

議長（石川良彦君） 日程第3、議案第93号 財産の取得についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 皆さんおはようございます。それでは、議案第93号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書1ページをお開き願ひます。

議案第93号、財産の取得について。

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年大郷町条例第8号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

1. 取得する財産・数量 大郷小・中学校用電子黒板・18台
2. 取得の方法 指名競争入札
3. 取得価格 一金27,142,500円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

2, 467, 500円)

4. 取得の相手方

仙台市青葉区堤通雨宮町2番26号
コセキ株式会社

令和2年12月25日

大郷町長 田 中 学

本件につきましては、本年第2回定例会におきまして、一般会計補正予算の御可決をいただいております大郷小・中学校用電子黒板の購入につきまして、物品売買契約の締結にあたり、予定価格が700万円以上でありますので、地方自治法並びに条例の定めるところにより議会の議決を求めるものでございます。

取得財産の概要につきましては、昨日の議員全員協議会で説明した内容と重複する部分もありますが、改めて説明させていただきます。

購入物品ですが、GIGAスクール構想による新しい教育へ対応するために、エルモ社の86型電子黒板を、大郷小学校12台、大郷中学校6台の合計18台を整備するものでございます。

続きまして、入札の結果につきまして御報告をいたします。

契約方法は指名競争入札で、11月30日開催の指名委員会において、今回落札しましたコセキ㈱をはじめ7者を指名し、12月4日に指名通知書を発出し、入札日を12月22日としたものでございます。入札結果ですが、コセキ㈱が税抜き額2,467万5,000円で最低価格の入札者となり、予定価格2,538万円を下回っていることから、同社を落札者として決定し、12月24日に消費税及び地方消費税を含む2,714万2,500円とした物品売買に係る仮契約を締結したものでございます。

なお、納入期限は令和3年3月22日としております。

また、財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当させていただく予定でございます。

議案第93号の提案理由の説明につきましては以上でございます。

御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。ございませんか。9番和賀直義議員。

9番（和賀直義君） えっとあの、この機種を選定するにあたって、県との連携はどうなされたのか。要するに先生方は何年か経つと学校が変わるし、子供たちも学校変わることも多々あると思うのでね。その辺のその県内としてある程度同じように扱える機種を選定しているのではないのかなと思うんですけども、その辺の県との連携状況とですね。あとそれ

からリースに関する検討はなされたのかどうか。以上質問します。

議長（石川良彦君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（菅野直人君） お答えいたします。議員さんのほうからは県との連携ということでしたけれども、今回の電子黒板の選定にあたりましては、学校の先生方、情報教育担当の先生方を2名含めました組織を、委員会を作りまして、そちらのほうで検討をいたしました。県内の学校のほうも2校、3校ですね、視察をしましてその辺の状況も踏まえ、先生方の意見も聞いて決定したのが今回の機種でございまして、教育用の電子黒板ということで、購入をいたしましたものでございます。それから、もう1点は、リースですね。リースにつきましては、今回は検討しておりません。初めから、臨時交付金を使えるということなので、購入ということで検討しました。以上でございます。

議長（石川良彦君） よろしいですか。ほかにございせんか。はい、1番吉田耕大議員。

1番（吉田耕大君） 納期が令和3年3月22日となっておりますが、購入して配置されて、それまでの期間、先生たちのそのエルモ社の電子黒板の使用方法だったりとか、使用の仕方の講習、安全面の講習だったりとかは、今までに何回とか、これから何回する予定であるのかお聞かせください。

議長（石川良彦君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（菅野直人君） はい、お答えします。先生方につきましては、その、このICT環境の研修会の際に実物ではありませんけれども、電子黒板等の展示をされているところも一緒に見て来ておりまして、物についてきましてはもちろん把握のほうをさせていただいております。今回購入に当たりまして、5年間の保証の契約のほうも含めた形で契約いたしましたけれども、その中にサポートというものも入っておりますので、納入は3月末ですけれども、入り次第、先生方と配置の場所であったり、操作方法の研修のほうは予定しております。以上です。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1番（吉田耕大君） それでは3月22日以降入り次第、それが使用されて児童の皆さんに共有していただいてそれが使われるということと認識してよろしいのでしょうか。

議長（石川良彦君） はい、学校教育課長。

学校教育課長（菅野直人君） はい。もちろんそういうスケジュールで考えておりますけれども、入って直ぐですね、その、常に使うような状態でお願ひできるか、どうかというところは分からない部分はありますけれど

も、今年度中ももちろんそういう機会は設けますし、来年度も定期的にですね、そういう研修の場を設けて、できるだけ授業のほうに活用いただけるようにしたいというふうに思っております。

議長（石川良彦君） はい、吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） せっかく配置して、なるべく新しい教育環境というところもありますので、使われず、ただの昔の黒板を使いながらというふうにならないように先生たちの熟読度を強化していただいて、なるべく電子黒板を活用していただきたいと思います。よろしくお願ひします。提案です。

議長（石川良彦君） 質問ではなくてね。はい。ほかにございませんか。2 番 佐藤牧議員。

2 番（佐藤 牧君） この台数なのですが、18 台ということで、あの、多分これ普通学級の数なのかなという、先ほどそういう御説明があったと思いますが、そこで御質問なのですが、えっと、スマホなりアイホンなりというもののそもそもの始まりが、障害をお持ちの方などがより直感的にガラバゴス携帯と呼ばれるもの何かよりもより直感的に操作できるようというふうなところから開発が始まったということですが、そうなるとこの電子黒板ということについても私は凄く今までの普通の黒板よりかは、全然、その、生徒の、児童の人たちがより直感的にいろんなものを認識しやすいようなそういう教材の在り方が目指せるのかなと思っているのですが、そこで特別支援学級の児童、生徒なんかこそ、こういうふうなものを通してより直感的に把握できるような指導ができるのではないのかなと思うのですが、そこで御質問なんですけれども、特別支援学級分としてはこの数に表れていないのですが、よくよく中身を見るとキャリアブルスタンドにタイヤが付いていると。キャストが付いているということなんです。これは、特別支援学級にも移動して利用するということが想定しているんでしょうか。

議長（石川良彦君） はい、学校教育課長。

学校教育課長（菅野直人君） お答えします。今回購入しますのは、普通教室分でございまして、18 台になります。特別支援学級につきましては、現在普通学級のほうで使っております、テレビのモニターがございまして。そちらが逆に使わなくなるということでございまして、普通教室はどうしても人数も多いですし、後ろのほうではなかなか見にくいということもありまして、大きなこの電子黒板のほうを使いましたが、特別支援学級のほうは、人数もそれよりはずっと少ないですから、そのモニターを

特別支援学級のほうには必要な台数を配備して、視覚的に学習できるようにというふうに考えております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。13番若生 寛議員。

13番（若生 寛君） あの、先ほどこのエルモ社のこの機種に決めるにあたって、委員会を開催して云々という話がありました。それで、この何社の中からこのエルモ社を決定したものなのか。そのエルモ社に決定した大きな理由ですね、その辺教えていただきたいと思います。

議長（石川良彦君） はい、学校教育課長。

学校教育課長（菅野直人君） お答えします。その委員会の中ではですね、2社ほど名前が上がりまして、その中でどちらにするかというお話しになりましたが。先生方のほうからお話しがあったもう1機種はですね、今回購入のものよりもずっと高いものでございまして、なかなか、金額的なものそれからその使い方というものにつきましても、なかなか今のものよりもかなり難しいといえますか。慣れた先生にとってはすごくいいものなんでしょうけれども、なかなか全部の先生が使うということになると、こちらの機種の方がいいのではないかという結論に至りまして、今回この機種に決定いたしました。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13番（若生 寛君） あの、委員会のメンバーをちょっと教えていただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 学校教育課長。

学校教育課長（菅野直人君） お答えします。小・中学校情報教育担当の先生方を含め校長先生から推薦のあった各小・中学校2名ずつ。それに学校教育課の私を含めまして、指導主事が入っております。あとは、事務局として当課のほうの職員が入っているということでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） えっとですね、まず、この機種について、物品概要を見ますとですね、資料1の。バイシンクボード専用PCユニットということで、いわゆるユニット型ということで理解していいのか。この型を決めるに当たって、今高いとかどうのこうの、価格的なことも何かありましたが、子供たちがこれを見て勉強していくわけですからその視点に立った場合にどれが一番使いやすいか、あるいは、説明しやすいか、覚えやすいかその辺の視点などどのように検討されたのか、価格よりもそっちらのほうの方が大事なかなと思ったので、お聞きしたいと思います。まず、いわゆるこのユニット型ということで、今回導入する型を理解していいの

かどうかね。それからその子供たちに対するいわゆる学びの場所としての視点からどのような、先生方の声もあったと聞いておりますが。今の話です、その辺どのような議論をされたのか、その辺一つお聞きしたいと思います。それからしばらく前から各子供たちに1台ずつタブレットを用意するというふうな話でしたが、それと今回の電子黒板との関係。どのようにつながりを持たせて対応していくのか。時期的にして、3月までの納品になっていると。4月、新年度からは、いわゆる令和3年度からは対応できるのかなと思うんですが、その辺の取組みの状況などについてもどのように考えておられるのか。一斉にそれが、今回各小・中学校に全部配置されるわけですから、各教室に。一斉にそれがスタートできるものなのかどうか。先生のレベルも含めてですね、その辺のスタートの状況。お聞きしたいと思います。また、併せてですね、国、県がいわゆる教科書を配るわけですが。その教科書との関連性、この教育ができるような教科書になってくるのかどうか。その辺についてどうチェックされているのか、その辺についてお聞きしておきたいと思いません。

議長（石川良彦君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（菅野直人君） お答えします。今議員さんからお話がありました、バイシンクボード専用PCユニットというのは、基本的にはパソコンと同じような内容で、これは、電子黒板のほうにパソコン機能がくっ付いているという意味で、これは選択というものではなくて、ただ単に電子黒板のモニターとして使う場合には、このユニットというものはいらなわけですけれども、本町のほうではこのユニットを付けることによって、実際、普通の黒板のように、子供たち、先生が、その黒板に書くことができるようになります。それから、子供たちが、先ほどタブレットとの関係はどんなんだということがありましたけれども、子供たちのタブレットでそれぞれ全員書いているものがこの電子黒板に全てその表示できるようになると。それから、その特定の子のものを表示することができるという形で、先生の画面も表示できるというような、無線を使って、その電子黒板に様々なその視覚的な教材というものを提供できるという内容で、このPCユニットというものを購入したもので、付属として付けたという内容でございます。それからタブレットの使い方でございますけれども。もちろんタブレットは2月中に納入されるわけですけれども、そこから直ぐに子供たちが使えるという形が一番望ましいわけですが、その前にまず、やはり使い方のルールであったりですね、

授業としてどこまで使うかというところのやはりルールづくりというものも必要になりますので、先ほどお話ししましたその委員会の中で今そのルールづくり等も行っております。あとは先生方の研修の機会を設けて、できるだけ多くの先生にそれを使っていただけるような形を取りたいというふうに思っております。現在、今現在ですが、各教室にありますテレビモニターを使いまして、電子教科書というものがございまして、その教科書のものをその画面のほうに写して指導するということは今現在も行っております。今回も電子教科書を使いまして、これまでどおりその電子黒板でモニターとして、今までよりも4倍ぐらい大きい画面になりますので、それで、視覚的に後ろの子でもよく見やすいようにというような配慮をしております。以上です。

議長（石川良彦君） 　いつ頃から開始というか。新年度から使えるということですか。

学校教育課長（菅野直人君） 　はい。使用は新年度から使いたいとは思っておりますが、ただ、直ぐにどの授業でも、どの授業時間でも使うということまではいかないかと思えますけれども、各教科の中で、それをうまく使っていただくというほうの先生の研修等もこれから細目にやっていきたいというふうに思っております。

議長（石川良彦君） 　千葉勇治議員。

12 番（千葉勇治君） 　教科書の関係でね。どういうつながりを今後保っていくのかと。いわゆるつながりをもっていくのか。教科書も多分、今回、もう来年度の教科書は何々社を使うということは決めているのですが、その社によっても大分ソフトも変わってくるということで、その辺なども、いわゆるどのように教科書、子供たちに配る教科書。それが当日はどういうその電子版ですね、電子黒板でそれが展開されるのか。その辺については教科書を通じて、その配られる教科書から何等かの形で、これは電子的なものというつながりは、何と云うのかな。その辺は、教科書はこれまでどおりの教科書ということで認識していいんですか。ただ、黒板的な形で、それは利用していくと。いわゆるその黒板の使い方についてと教科書の連携についてどうなっていくのかなということをおっしゃったものですから。それ一つとですね、それから、私このユニットと言ったのは実はいろいろ調べると、今回の電子黒板にもプロジェクター型とかユニット型とかあるいはディスプレイ型とかその三つあるんだということですね。大郷の場合はどれなのかなと。これを見るとユニット型とありましたから、んでは、ユニット型なのかなという感じを受けた

のですがね。何か見るとディスプレイ型というのは一番そのタブレットやそういうもののつながりやすく、先生方でも一番受入れやすいというようなことも言っているので、どうなのかなと。ところがこれを見るとユニット型となっていましたからね。そうなのかなということ。要は、何なんですかね。この三つに分けた場合のうちの型というのは。それを一つお聞きしたいのと。それからですね、黒板ですね、2メートルもあるからということで、昨日は随分大きいなと思ったのですが、実際見ると2メートルというのはわずか何ですよ。今の黒板というのは大体4メートルぐらいあると思うのですよ。あの黒板の広さね。黒板の広さから見ると大分電子黒板になってくると狭いということで。子供たちの視点があの、今のまだ、35人ぐらいの子供が入っている中でね。後ろの子供たちはかなり遠くなって来るのかなと思う、そういう感じもするので、その辺についてもどのような配慮されているのかお聞きしたいんです。

議長（石川良彦君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（菅野直人君） はい、お答えします。教科書につきましては、従来どおり教科書を持ちまして、その教科書のほうの電子教科書というのがございますので、そちらのグラフとか、図面とか。

12番（千葉勇治君） 電子教科書というのは先生方も持っているわけだ。

学校教育課長（菅野直人君） 先生方はその電子教科書という形を使って、もちろん教科書も使いますが、電子教科書ということでそれを画面上に写して、その画面で、図形であったり、グラフであったりということと大きく拡大をして説明をするというような形の使い方を今もしておりますし、これからもそういうふうな使い方をしていくものでございます。それから、うちのほうの電子黒板は、ディスプレイ型でございます。ユニットというのはあくまでもそのディスプレイに付けるパソコンというような意味合いでございます。それから大きさにつきましては、今出回っているもので一番大きい型でございます。うちのほうでも購入する際に3校ほど学校を回りましたが、やはり今学校で使われている四十数インチのモニターではかなり後ろのほうが見にくいということも配慮しまして、その辺も考慮して一番大きいものを選定したという内容でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませぬか。千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今ある黒板との併用ということで理解していいんですよね。これ、電子黒板を入れたから電子黒板だけでじゃないと思うのですが、その辺、また、動画なども十分にこれで対応できると理解していい

んですよね。その辺もう一度確認しておきたいと思います。

議長（石川良彦君） 学校教育課長。

学校教育課長（菅野直人君） はい、お答えします。黒板はあくまでも黒板として使わせていただきますけれども。あらかじめそのタブレット等に、本日、例えばこういう目当てでやりますよというようなものは予め入れて置くことで電子黒板にそれを表示することでですね、板書を極力抑えながらただ、黒板というのはあくまでもどのような形であっても必要なものですので、併用して使っていきたいというふうに思っております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。はい、11番石垣正博議員。

11番（石垣正博君） 教育長さんにちょっとお聞きしたいのですが、このGIGAスクール構想には多大なお金が掛かっておるわけでございます。大変なお金でございますので、100%それを利用できるようにしないとこれはなかなかね。宝の持ち腐れでは困るわけなのですよね。先ほどからその黒板とかそういうものの取扱いはどうなるのか。黒板があると黒板にそれに頼ってしまう。先ほど1番議員さんからもお話しがあったのですがね。そういう状況というの。やはりこの環境をしっかりとしていかなないとどうしても楽なほうに頼っていくというふうになりますので、その辺、その学校の今の先生方のそのGIGAスクールに対しての指導力というのは先生方の。どのように教育長さんは考えておられるのでしょうか。

議長（石川良彦君） はい、教育長。

教育長（鳥海義弘君） お答え申し上げます。ただいまの学校教育課長のほうから詳しくお話ししましたけれども、やはり先生方の研修をやはり計画的にやっていくということだと思いますし、先進校への視察。この間やってまいりましたけれども、そういったことも踏まえながら先生方の資質の向上をしていくことが大事だなというふうに思っております。以上です。

議長（石川良彦君） ほかに。石垣正博議員。

11番（石垣正博君） やはりその研修というのは非常に大事だと思いますが、早速入って来るわけですから。今基本的にはやっているかと思いますが、その辺は十分にお願ひしたいと思います。それと心配なのが、このような大事なタブレット、一台150万ぐらいするんですかね。ま、こういうようなものがあるということで、このトラブル。これを直す専門家というのは、これは学校にはいないし、あとは行政にもいない。そうすると来るまで、学校のその待っている間に学校は進めなければならないと。

非常に問題があるかと私は思いますが。その辺はどのようにシステム化をしているのかどうか。その辺をお伺いしたいと思えます。

議長（石川良彦君） 学校教育課長。

学校教育課長（菅野直人君） お答えします。議員さんのおっしゃっているお話しはですね、そのGIGAスクールのサポーターのような方の配備というようなお話しなのかもしれませんけれども、現在のところ、先ほどお話ししましたように電子黒板につきましては、一応5年間の保証を付けた中でサポート機能というものを設けております。それからタブレットにつきましては、やはり不具合ということも実際あり得ると思えますので、その辺は予備のタブレットも用意した中で、対応していきたいというふうに思っております。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

11番（石垣正博君） 5年間付いているとは言え、時間が掛かるわけですね。そういうことで、これは町長さんのお話しになるかと思えますが。やはりこの専門的な人というのは、今回の入札にしたって何だあって、機種を買うたって、やはり頼って買っているわけですね。それだけじゃなく、やはりしっかりとした人を、ま、コンサルでも何でもいいんですが、町としてしっかりとそういうことをやれるような人、私は必要ではないかと、前々からお話しを申し上げておりますがね。それが大事ではないかと私は思えますが。町長いかがなものでしょうか。

議長（石川良彦君） 町長に聞いていますが。いいですか。はい、町長。

町長（田中 学君） え、そのようなメンテナンス関係の知識のある職員を採用するということは、大変重要で、また、あの金の掛かる人材かと思えますが。何等かのこういう時代に即応できる自治体としての機能を十分発揮しなければなりません。新しい、課題として考えてまいりたいというふうに思えます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第93号 財産の取得についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第94号 令和2年度大郷町一般会計補正予算
(第8号)

議長（石川良彦君） 日程第4、議案第94号 令和2年度大郷町一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） それでは、議案第94号につきまして提案理由の説明を申し上げます。補正予算書2ページをお開き願います。

議案第94号。令和2年度大郷町一般会計補正予算（第8号）。

令和2年度大郷町の一般会計補正予算（第8号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億2,207万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億9,144万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月25日提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正予算ですが、国による吉田川河川等大規模災害関連事業による中粕川地区堤防改修事業のための旧粕川小学校校舎等解体工事、公共施設整備基金積立、来年2月に支給する児童手当の不足分について予算を計上したものでございます。

歳入面では、国からの吉田川堤防改修事業用地売払い及び旧粕川小学校校舎等に係る損失補償等の不動産売払収入、児童手当の特定財源としての国県負担金を計上したほか、財政調整基金により財源調整をしたものでございます。

続きまして、3ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算補正により、款項ごとに内容を説明いたします。

まず歳入です。

第15款国庫支出金、第1項国庫負担金90万円の増額補正で、児童手当負担金の増額でございます。

第16款県支出金、第1項県負担金12万円の増額補正で、こちらも児童手当負担金の増額でございます。

第17款財産収入、第2項財産売払収入5億2,093万8,000円の増額補正で、吉田川堤防改修事業用地売払い及び旧粕川小学校校舎等に係る損失補償等の土地売払収入の増額でございます。

第19款繰入金、第1項基金繰入金12万円の増額補正で、財源調整としての財政調整基金繰入金を増額するものでございます。

以上、歳入補正額合計5億2,207万8,000円でございます。

続きまして、4ページを御覧でございます。

歳出です。

第2款総務費、第1項総務管理費、5億2,093万8,000円の増額補正で、旧粕川小学校校舎等解体工事並びに工事監理業務、公共施設整備基金積立についての増額でございます。

第3款民生費、第2項児童福祉費114万円の増額補正で、児童手当の増額でございます。

歳出補正額合計5億2,207万8,000円でございます。

以上、補正前の予算額64億6,937万円に、歳入歳出とも5億2,207万8,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ69億9,144万8,000円とするものでございます。

一般会計補正予算につきましては、以上の内容でございます。

議案第94号につきましても、提案理由の説明は以上でございます。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。ございませんか。はい、7番熱海文義議員。

7番（熱海文義君） はい。8ページですね、粕川小学校の解体工事に関してなんですが、何年か前にですね、味明小学校の解体の予算計上があって、その時は7,000万円から8,000万円の間に提案されたと思うのですが、それが、否決されたわけですよ。粕川小学校、面積的にどうなのかよく分からないのですが、そんなに差はないのかなと思うんですけども、大体3倍ぐらいになっているんですよ。その理由を聞きたいと思っております。それから、積立金に関して、3億円ほど積立になっているんで

すが、これのあの、将来、何に使うというか目的があって積立をしているのかその辺をお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） はい。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。まず。粕川小学校の工事の積算に当たっては、今回アスベストの調査をしたところ、アスベストが入っているということでございまして、その部分で増額されたものございまして、工事費につきましても、数年前と比べますと単価等も大分増えてございまして、一番はアスベストの部分で大分工事費がかさんだということでございます。あと、2番目につきましては町長の挨拶の中にございしましたが、今後の中粕川地区等の復興まちづくり等に財源は充当させていただき予定でございます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 粕川小学校のアスベストということだったのですけれど、その処理費用は大体いくらか出ているんですか。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 今回の積算に当たりましては、国のほうである程度の数量。調査のほうを国のほうで実施していただいております。今回の工事費を積算してございますが、その中にアスベストの部分は入っております。詳細につきましては、いくらということは、ちょっと今ここでは直ぐには、即答は出来かねます。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。はい、9番和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 8ページの児童手当の件に関して、内容をちょっと教えてほしいのと、何人ぐらい該当されて。あと、自動的に行くようになっているのか。申込が必要なのかどうか。その辺のところ教えてください。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） はい、お答えいたします。まず、児童手当のほうですが、3歳未満でありましたとか。中学生でありましたとか、そういった形で、年齢によって若干の金額のほうに5,000円から1万5,000円というふうに単価のほうの開きがあります。それで、今回の補正につきましては、当初予算で計上しましたものとの人数の若干の増加に伴うものでございます。手続き等については、恒常的に支出いたしますので、改めての手続きといったようなものは、必要はありません。

議長（石川良彦君） 何人増えたかというのは分からないですか。何人分不足といったようなもの。単価は違うのでしょうか。

町民課長（千葉 昭君） 先ほど申し上げましたとおり、例えば、3歳未満の

場合でございますと、9人の増。3歳以上小学校終了前でございますと6名の減。中学生につきましては、2名の減となっております。

議長（石川良彦君） よろしいですか。ほかにございませんか。4番大友三男議員。

4番（大友三男君） 補正予算書の7ページの土地売払収入の関係なんですけれども。それと、あと財政調整基金の関係も、先ほどの答弁の中で、粕川の復興のほうに充てるというようなお話がありましたけれども、その中で、中粕川地区のあの宅地関係の土地の買上げ、平米7,600円ということで町が提示している部分がありまして、その中で、その財産売り払いの関係で、粕川小学校の跡地の7,000平米が3,836万5,000円という数字が出ているのですけれども、これ平米単価にすると5,500円と2,100円の差が出て来ているのですけれども。これと同じ価格で買上げということがしていただけなかったのか。これ不動産鑑定士をかけてこの値段が出て来たはずなのでね。7,600円という数字が。そういう交渉の努力といいますか。しなかったのかどうなのか。ちょっとお聞きします。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えします。これにつきましては、国のほうで、不動産鑑定を入れた中で、算定した金額でございますが、学校用地でございますので、普通の宅地ではございませぬので、学校用地になりますと一体的に面積が、今回ですと約7,000平米というふうになってございまして、そうしますとその部分で割り返えされて、約7割ほどの…。単価ですと5,480円というふうになるものでございます。以上でございます。

4番（大友三男君） いや、そういう努力をしなかったのかと。

議長（石川良彦君） はい。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） あの、それにつきましても、国との交渉の中で、いろいろと話し合いでこうしようと、お話し合いの中で、この算定につきましては、町では先ほどの七千云々という話は出ていましたが、もちろん同等ではないのですかという話はさせていただきましたが、学校用地ということで一体的だというようなことでございますので、その部分は御理解いただきたいというようなお話しはいただいたものでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） えっと、昨日見せられました、この資料の1ですね。青

枠内云々、土地売買対象ということで、この図面からちょっと質問したいのですが、この中で青線、ま、学校の敷地内だけ青線が引かれているわけですが、これの延長も含めて、これが根足いわゆる堤防の今回拡張される一番の端ということで理解していいんですか。それが1点。それから、今宅地の問題で、今回の用地買収費のことで出ましたが、粕川小学校の場合には、学校用地ということでそういう単価になったという話でしたが、このエリアに、その線上で、まだ白紙何ですが。結構宅地も入っていると思うのですよね。個人の。その部分についてはいくらか単価は高いということで理解していいんですか。当然町の単価もその辺に合致するような単価になって来るのかと思います。その辺について、もし、答えることができるならば、いわゆる買収価格ですか、その辺についてどのようになっているのか、その2点まずお聞きしたいんです。

議長（石川良彦君） はい、財政課長。

財政課長（熊谷有司君） あの、この青線内というのはあくまでも今回国のほうで、買う、買っていただく土地の部分でございますので、根足かどうかということとはちょっとそこまでは私のほうでは確認は取れてございませんが、あくまでも国でこの部分までは必要だということで。必要な部分でございます。あと、単価でございますが、それにつきましては、個人個人の単価との契約でございますので、町では、その部分については、掌握はしかねてございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 町では知らないというよりも知らないことにしたほうが無難だということではないですか。全然、町は入っていないわけですか。個人であろうともある程度の参考的な価格として聞いているのかなと思うんですが。そうしますと、個人に聞かないと私たちは分からないということなんですか。どうなんですか。その辺は。待って、あともう1回しかないからね。それからですね、この予算書の、補正予算書の8ページの解体撤去工事で、ま、2億円、今回見ておりますが、これは、工事、もし、予定としていつまでこれを決めるのか。予定として。それからこれを解体するに当たっては1者なのか、あるいは数者を考えているのか。その辺について、当然、その予算計上する中で検討されていると思うのですが、その辺の状況について考えをお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） まず、1点目の町では分からないのかということですが、私が分からないことではございましたので、すみません。

町ということではなくて、私が分からなかったことをございますので、それにつきましては、復興定住推進課長より説明をしますが。あと、工事の概要でございますが、今の予定ですと、1月上旬に公告しまして、1月末に実際入札をしまして、その後、発注となる予定でございます。一般競争入札ということで、一般競争入札ということでございますので、公告した中で、あくまで業者さんの手挙げ方式となっておりますので、それにつきましては、再度、議会の議決案件でございますので、その際また詳細に御説明をさせていただきたいというふうに考えてございます。

議長（石川良彦君） 全体部分の解体について、1者でやるのかということ。

財政課長（熊谷有司君） それにつきましては、今後、条件設定委員会等を踏まえた中でやるわけですが、1者で、解体のほうは実施していくと。いわゆるその落札した業者でやっていくというようなことになるものでございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。復興定住推進課長。

復興定住推進課長（武藤亨介君） 宅地の単価につきまして、国の買取り単価についてお答えいたします。町でお示ししています単価につきましては、町で行いました不動産鑑定評価に基づき決めさせていただいてございます。国におきましても、国のほうで独自に不動産鑑定評価のほうは行ってございまして、その単価の擦り合わせにつきましては、町と国で地元のほうの御了承をいただきやすいというところで整合性を図ってございますが、国のほうで今各御家庭と交渉中になってございますので、単価についてはちょっとあの、町としてはお答えできる状況ではないというふうに把握してございます。ただ、整合性はもちろん図ってございます。以上です。

議長（石川良彦君） はい、千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） そうすると単価については個々の宅地でいろいろその話合いによっては一選から、例えば、10を基準にすれば9の方もあれば11の方もあるというようなことになってくるんですね。交渉の仕方によっては対応が変わってくるということなの。ちょっと違うのではないの。国では一応基準としては、宅地はこのぐらいと定めていると思うのですよ。その基準だけ聞いたかったの。個々の価格ではなくて。国では宅地はいくらぐらいにしていますとその辺の概要でもいいですから。線引きというものがあつたと思うのですが。それをお聞きしたかったのですよ。個々のね。あんたはいくら、ここはいくらと、そこを私たちが聞いても

逆にいろいろあるでしょうから聞く気持ちもないんですが、基本的なものとして、国の考え方はどうだったのか。それをお聞きしたかったのですが。もしよければ。それからいつ頃までこの解体を終えようとして、いわゆる粕川の復興の。いわゆるあそこのあの姿が残っている限り、まだ、復興に新たな意欲が湧いてこないということもあるのではね。いつまで解体するのかその辺の目安ぐらいは皆さんに掴んで教えておく必要があると思うので、どうなのかなと思ったんです。お聞きします。

議長（石川良彦君） まず。復興定住推進課長。

復興定住推進課長（武藤亨介君） はい、お答えいたします。単価につきましては、不動産鑑定評価を国で行っておりまして、そこからメインになる幹線の路線からどれぐらい離れていますとか、そういった立地の利便性で個々に単価の評価が若干違ってくるといふふうに認識しております。町の単価の設定とはただ概ね、ほぼほぼ変わらないレベルかなというふうには考えてございます。2点目の工事につきましては。よろしいですか。堤防の工事。解体の工事ですか。

議長（石川良彦君） 解体の工事。次に、答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 解体の工事でございますが、今の現段階の予定でございますが、約10月末を予定してございます。来年の10月末でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。13番若生 寛議員。

13番（若生 寛君） あの、昨日の全協の資料で見ますと。今回の解体工事に、プールは。これを見ると入っているんですか。

議長（石川良彦君） はい、財政課長。

財政課長（熊谷有司君） プールも入ってございますが、プールの表記につきましては、工作物ということでの表記になってございますので、一番下の欄に掲載されているものでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございせんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第94号 令和2年度一般会計補正予算（第8号）について採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議長（石川良彦君） 以上をもって本臨時会に付議された事件の審議は全部終了いたしました。

これにて令和2年第9回大郷町議会臨時会を閉会といたします。
大変御苦労さまでした。

午 前 10時 55分 閉 会

上記の会議の経過は、事務局長 遠藤龍太郎の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員